



鹿労発基 1114 第 1 号
令和 6 年 11 月 14 日

鹿児島地方労働審議会
会長 仙波 玲子 殿

鹿児島労働局長
永野 和則

鹿児島県電気機械器具製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃（令和 4 年鹿児島労働局最低工賃公示第 1 号）の改正について、貴会の調査審議をお願いする。